

社会福祉法人陽光会			
文書番号	QAC8.2.2-1	版数	第22版(2024.4.1)

規則第18号

社会福祉法人陽光会 ホームヘルパーステーション元総社  
指定訪問介護〔第一号訪問事業（前橋市介護予防訪問介護相当サービス）〕  
事業運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人陽光会が開設するホームヘルパーステーション元総社（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び第一号訪問事業（前橋市介護予防訪問介護相当サービス）（以下「指定訪問介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態等にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定訪問介護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 指定訪問介護事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。
  - 3 介護予防訪問介護相当サービス事業は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
  - 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 一 名称 ホームヘルパーステーション元総社
  - 二 所在地 群馬県前橋市総社町総社3051番地4

（職員の職種、員数及び職務内容）

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- 一 管理者 1名（サービス提供責任者兼務）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
  - 二 サービス提供責任者 3名（介護福祉士3名）  
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

三 訪問介護員等 介護福祉士 9名（常勤5名、内3名はサービス提供責任者兼務）  
（非常勤4名）

介護職員初任者研修 修了者 11名（非常勤11名）

訪問介護員は、指定訪問介護等の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から日曜日（年中無休）
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分
- 三 サービス対応時間 24時間対応
- 四 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定訪問介護等の提供方法、内容及び利用料等）

第6条 指定訪問介護等の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 一 身体介護 食事介助、排泄介助、入浴（清拭）介助、着替介助、体位交換、通院介助等
  - 二 生活援助 食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受取等
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- 一 通常の事業の実施地域を越えて1kmにつき 50円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、前橋市、高崎市、渋川市、吉岡町、榛東村のうち別紙2に記載する地域を除く地域とする。

（相談苦情対応）

第8条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 当該事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

（事故処理）

第9条 当事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。
- 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時等における対応方法)

第10条 訪問介護員等は、訪問介護のサービス提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

2 前項について、しかるべき対応をした場合には、速やかに管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二 虐待の防止のための指針を整備する。

三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的開催するために研修計画を定める。

四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

(その他運営についての留意事項)

第12条 指定訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後2カ月以内

二 継続研修 年2回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。

4 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人陽光会理事長と事業所管理者との協議に基づき定めるものとする。

- 附 則 この規程は、平成19年 2月 1日より施行する。
- 附 則 この規程は、平成21年 5月27日より施行する。
- 附 則 この規程は、平成23年 5月30日より施行する。
- 附 則 この規程は、平成23年11月 1日より施行する。
- 附 則 この規程は、平成24年 4月 1日より施行する。
- 附 則 この規程は、平成24年 6月 7日より施行する。
- 附 則 この規程は、平成25年 4月 1日より施行する。
- 附 則 この規程は、平成26年 4月 1日より施行する。
- 附 則 この規程は、平成26年 5月27日より施行する。
- 附 則 この規程は、平成27年 4月 1日より施行する。
- 附 則 この規程は、平成27年 8月 1日より施行する。
- 附 則 この規程は、平成28年 4月 1日より施行する。
- 附 則 この規程は、平成28年 5月26日より施行する。
- 附 則 この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。
- 附 則 この規程は、平成29年12月 1日より施行する。
- 附 則 この規程は、平成30年 4月 1日より施行する。
- 附 則 この規程は、平成30年 8月 1日より施行する。
- 附 則 この規程は、平成30年10月 1日より施行する。
- 附 則 この規程は、平成31年 4月 1日より施行する。
- 附 則 この規程は、令和 元年10月 1日より施行する。
- 附 則 この規程は、令和 2年 4月 1日より施行する。
- 附 則 この規程は、令和 3年 4月 1日より施行する。
- 附 則 この規程は、令和 4年 4月 1日より施行する。
- 附 則 この規程は、令和 4年10月 1日より施行する。
- 附 則 この規程は、令和 5年 4月 1日より施行する。
- 附 則 この規程は、令和 6年 4月 1日より施行する。

## 訪問介護事業所ホームヘルパーステーション元総社 利用料金表

## 1. 介護保険給付による利用料

## (1) 訪問介護 (要介護1～5)

身体介護	サービス提供時間	利用料金/回	自己負担金/回	生活援助 身体介護から 続く生活援助	サービス提供時間	利用料金/回	自己負担金/回
	20分未満	1,630円	163円		20分以上 45分未満	1,790円	179円
20分以上 30分未満	2,440円	244円	45分以上	2,200円	220円		
30分以上 1時間未満	3,870円	387円	20分以上	650円	65円		
1時間以上 1時間半未満	5,670円	567円	45分以上	1,300円	130円		
1時間半以上 (30分増毎)	820円	82円	70分以上	1,950円	195円		

## 自己負担金

加算	特定事業所加算 (I)	自己負担金総額の20%
	介護職員処遇改善加算 (I)	自己負担金総額の13.7%
	介護職員等特定処遇改善加算 (I)	自己負担金総額の6.3%
	介護職員等ベースアップ等支援加算	自己負担金総額の2.4%
	介護職員等処遇改善加算 (I)	自己負担金総額の24.5%
	初回加算	200円/月
	緊急時訪問介護加算	100円/回
	口腔連携強化加算	50円/回
	生活機能向上連携加算 (I)	100円/月
	生活機能向上連携加算 (II)	200円/月
	認知症専門ケア加算 (I)	3円/日
	認知症専門ケア加算 (II)	4円/日

## (2) 第一号訪問事業 (前橋市介護予防訪問介護相当サービス) (要支援1～2・事業対象者)

区分	利用料金/月	自己負担金/月
介護予防訪問介護 (I) 週1回程度の利用	11,760円	1,176円
介護予防訪問介護 (II) 週2回程度の利用	23,490円	2,349円
介護予防訪問介護 (III) 週2回を超える程度の利用 ※要支援2のみ利用可	37,270円	3,727円

## 自己負担金/月

加算	介護職員処遇改善加算 (I)	自己負担金総額の13.7%
	介護職員等特定処遇改善加算 (I)	自己負担金総額の6.3%
	介護職員等ベースアップ等支援加算	自己負担金総額の2.4%
	介護職員等処遇改善加算 (I)	自己負担金総額の24.5%
	初回加算	200円
	口腔連携強化加算	50円
	生活機能向上連携加算 (I)	100円
	生活機能向上連携加算 (II)	200円

※上記自己負担金は、利用料金の1割の場合であり、一定以上の所得のある方は自己負担金が2～3割となります。

※前橋市は介護保険上の地域区分が7級地に該当するため、介護保険給付による利用料は上記の合計金額に2.1%を加算した額となります。(円未満切捨て)

※上記の額は平常時間帯 (午前8時～午後6時) の利用料金です。要介護1～5の方が、他の時間帯でご利用される場合は、下記のとおり増額されます。

早朝 (午前6時～午前8時)・夜間 (午後6時～午後10時) : 25%増額

深夜 (午後10時～翌午前6時) : 50%増額

※要介護1～5の方に対し、同意を得て訪問介護員2名でサービスを提供する場合は、2名分の料金となります。

※上記のサービス提供時間は、居宅サービス計画 (ケアプラン) に定められた時間を基準とします。

※介護保険給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

## 2. 介護保険給付以外の利用料 (全額自己負担)

区分	利用料金	内容
交通費	50円/1km	通常の事業実施地域外にお住まいの方が対象です。 ※事業所より10kmを超過した地点からの実走行距離 に対し加算 (1km未満四捨五入)

## 通常の事業の実施地域

### 1. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、前橋市、高崎市、渋川市、吉岡町、榛東村のうち下記に記載する地域を除く地域とする。

#### (1) 前橋市（50音順）

新井町・荒口町・荒子町・飯土井町・泉沢町・市之関町・今井町・笈井町・大胡町・大前田町  
柏倉町・粕川町・金丸町・上大屋町・上増田町・河原浜町・神沢の森・小坂子町・小島田町  
駒形町・下阿内町・下大屋町・下川町・下佐鳥町・下増田町・滝窪町・鶴が谷町・鶴光路町  
徳丸町・富田町・苗ヶ島町・中内町・新堀町・西大室町・西善町・二之宮町・鼻毛石町  
馬場町・東大室町・東金丸町・東善町・樋越町・房丸町・嶺町・宮地町・三夜沢町・茂木町  
横沢町・力丸町

#### (2) 高崎市（50音順）

阿久津町・石原町・岩押町・岩鼻町・片岡町・金井淵町・上大島町・上里見町・上佐野町  
上滝町・上豊岡町・上中居町・上室田町・北久保町・北双葉町・木部町・倉賀野町・倉渕町  
栗崎町・剣崎町・神戸町・佐野窪町・新後閑町・下大島町・下大類町・下斎田町・下里見町  
下佐野町・下滝町・下豊岡町・下中居町・下之城町・下室田町・下和田町・十文字町  
宿横手町・白岩町・城山町・新町・台新田町・高関町・高浜町・竜見町・寺尾町・常盤町  
中居町・中里見町・中島町・中豊岡町・中室田町・根小屋町・乗附町・鼻高町・榛名湖町  
榛名山町・東中里町・聖石町・藤塚町・双葉町・本郷町・町屋町・三ツ子沢町・宮沢町  
宮原町・八千代町・矢中町・山名町・八幡原町・八幡町・吉井町・若田町・和田多中町  
綿貫町・和田町

#### (3) 渋川市（50音順）

赤城町・阿久津・伊香保町・石原・祖母島・小野子・金井・上白井・川島・北牧・渋川・白井  
中郷・中村・南牧・半田・吹屋・北橋町・行幸田・村上・横堀

#### (4) 榛東村

上野原